

信州須坂まちなの元気創出推進委員会 EC 化支援補助金交付要領

令和 3 年 9 月 10 日

信州須坂まちなの元気創出推進委員会

委員長 中澤正直

事務局：信州須坂 DX 推進共同企業体

1. 概要

「先進技術の活用による販売体制強化事業」における須坂市内事業者の EC 活用による販売力強化を通じた地域の活性化を目的に、EC 化（サイト構築やモール出店など）をするために必要となる投資に対する補助を実施します。

本補助金は、事業者の方が令和 3 年 10 月 11 日までに申請し、実施した EC 化に係る導入等投資費用及びそれに付随する費用等を補助金として補助するものです。対象者や申請方法等は、次項のとおりです。

2. 対象者

- 先進技術の活用による販売体制強化事業補助金交付規程第 4 条に該当する事業者で下記の条件に該当する者
- 申請日時点で事業を開始しており、申請日以降、少なくとも 1 年以上同一の事業を継続する予定があること
- EC 化（サイト構築やモール出店など）の導入等を予定していること

3. 補助金額

補助事業 の区分	補助事業		補助率	上限額
	補助対象経費	内容		
EC 化	コンサルティング費用	EC 化の方向性を検討するために必要な専門家経費など	4 / 5	120 万円
	サイト構築費またはモール出店・出品経費	EC サイト新規開設にかかる構築費（翻訳費、コンテンツ制作費）など 店舗サイト制作・商材写真撮影など出店にかかる外注費など		
	販促プロモーション費用	インターネットを通じて行う広告宣伝に係る経費など		
	諸経費	EC 化に付随する回線工事費など		
	その他	必要経費として委員長が認めるもの ※事前にご相談下さい。		

- 補助金は交付決定後に補助予定額の半分を概算払いできるものとします。

- 販促プロモーションに関する補助金の上限額は 30 万円とします。
- 補助対象経費の最大 5 分の 4（千円未満切り捨て）を事業完了後の報告をもって交付します。また、補助対象経費に消費税は含まれません。
- 交付決定から令和 4 年 2 月 28 日までに設置・支払いが完了したものに限りま

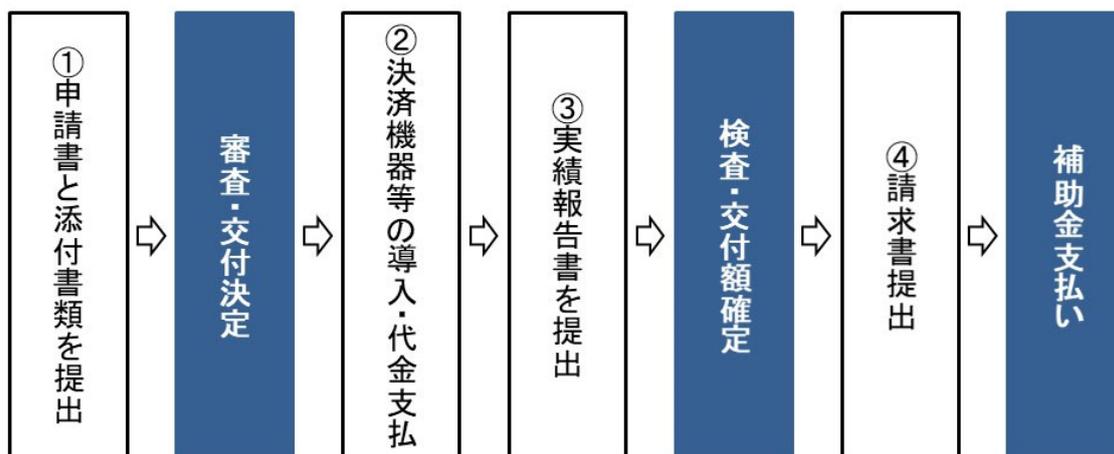
4. 必要書類

次の種類を揃えて申請していただきますようお願い致します。

- 信州須坂まちの元気創出推進委員会 EC 化支援補助金交付申請書（様式 1）
- 見積書及び EC 化の概要が分かる計画書等（様式 1 別紙）
- 既存事業の内容がわかる書類等（会社案内、商品パンフレットなど）

5. 申請期間

- 令和 3 年 9 月 10 日（金曜日）から令和 3 年 10 月 11 日（月曜日）まで



6. その他

注意事項

- 本補助金では EC 化の方針決定に際し、コンサルティングの実施を必須とします。
- 原則として 2023 年 3 月までの継続運用および毎年度末に報告書を提出いただきます。
- 正当な理由がなく運用を中断した場合は補助金の返還を求める場合があります。
- 導入実施後に使用状況などの調査にご協力いただくようお願いします。
- 事務局等担当者が導入場所等の現地確認に伺う場合があります。
- 「先進技術の活用による販売体制強化事業補助金交付規程」も必ずご確認ください。

申請・お問い合わせ先

事務局：特定非営利活動法人信州 SOHO 支援協議会

住所：〒382-0047 長野県須坂市大字井上 1835-1（須坂技術情報センター内）

連絡先：電話番号 026-251-2255

メールアドレス：info@shinshu-soho.jp

申請時には窓口にご持参もしくは郵送ください。